

公益社団法人宇和島青年会議所 運営規則

第1章 目的

(目的)

第1条 この運営規則は、定款に定める目的を達成するため、公益社団法人宇和島青年会議所（以下、本会という。）の実質的充実に即し、その運営の円滑と総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員の仕事

(理事長の仕事)

第2条 理事長は定款に定められた仕事の外、次の職務を有する。

- (1) 本会を代表して、行政官庁、関係諸団体及び青年会議所関係訪問者に対する折衝並びに接待に当る。
- (2) 本会を代表して、公益社団法人日本青年会議所の各種大会に出席し、本会の活動状況並びに実状を表明する。
- (3) その外本会の参加する公的会議又は行事において代表者となる。
- (4) 所信を表明し、会員との意思の疎通に努める。

(副理事長の仕事)

第3条 副理事長は理事長の指名により理事会に於いて選任され、定款に定められた仕事の外、理事長の指示に従い委員会を総括する。

(専務理事の仕事)

第4条 専務理事は理事長の指名により理事会に於いて選任され、定款に定められた仕事の外、理事長の指示に従い事務局を総括する。

(常任理事の仕事)

第5条 常任理事は理事に準じ、その職務については、理事長の指示による。

(理事の仕事)

第6条 理事は定款に定められた仕事の外、理事長の指示に従い職務を行い、本会の運営に関し責任を有する。

第3章 例会並びに出席

(例会)

第7条 例会は会員相互の意見の交換、啓発、親睦を図り、理事会より提出された事項の審議並びに承認を行なうことを目的とする。

(1) 例会は毎月16日18時30分より20時30分とし、宇和島市内に於いて開催することを原則とする。ただし、理事会の決議により開催日時及び場所を変更することを妨げない。また、例会を中止せざるを得ない事態が発生した場合には、理事会の承認を得なければならない。

(2) 例会は「国歌」及び「JCソング」の斉唱並びに「JC I クリッド」の唱和、「JC 宣言文」の朗読並びに「JC 綱領」の唱和に始まり、「若い我等」の斉唱をもって終了する。

(3) 例会には各界よりゲストを招待し、時間を延長することができる。

(出席)

第8条 本会の正会員は、総会、例会及び月例委員会に出席する義務を有する外、原則的に本会が行う諸行事に出席するものとする。但し、事情より出席不能の場合は速やかにその理由を付してその旨を通知しなければならない。

2 出席に関しては別に規程を定める。

第4章 委員会

(委員会)

第9条 本会に原則として下記の委員会を設置する。但し、年度の必要に応じ、委員会の統合を妨げない。また、各委員会の業務分担の範囲内において、その委員会の名称を変更することができる。委員会の統合並び名称の変更については、理事会の承認を得なければならない。

(1) 総務委員会

(2) 会員開発委員会

(3) 広報委員会

(4) 指導力開発委員会

(5) 経営開発委員会

(6) 青少年委員会

(7) 社会開発委員会

2 委員会に委員長1人を置く。委員会に副委員長及び幹事を置くことができる。委員長、副委員長及び幹事の職務内容は次のとおりとする。

(1) 委員長は、委員会を運営する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 幹事は、委員長を補佐し、委員会の円滑な運営に関する業務を遂行する。

3 委員長は、特に必要がない場合を除き、毎月1回以上委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事業の計画)

第10条 委員会は各業務分担に従い、本会の運営上必要な事業を計画し、その実施にあたる。委員会の事業計画及び実施事項については、理事会の承認を得なければならない。

(特別委員会)

第11条 第9条に定める委員会の外、年度の必要に応じ理事会の承認により特別委員会を設置することができる。

(業務分担)

第12条 本会に設けられた各業務分担は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

① 円滑な会議所運営と長期計画の立案及び財務運営に関する事項

② 総会、理事会、事務局に関する事項及び褒賞に関する事項と会員名簿の作成

③ 定款その他の諸規定の改正並びにその周知徹底

④ 日本J C並びに地区協議会関連委員会との連絡及び協力

⑤ 例会の運営に関する事項

⑥ 他の委員会に属さない事項

(2) 会員開発委員会

① 会員の相互信頼及び親睦融和を図る事業

② 新入会員の入会審査と教育に関する事項

③ 地区内外J Cおよびその他の諸団体との親睦行事の企画実施並びに日本J C、地区協議会関連委員会との連絡および協力

④ その他当委員会に附帯する事項

(3) 広報委員会

① 広報活動の実施

② 会議所運営に必要な各種のパンフレット、ニュース、会報等の編集と発行

③ 地区内外J Cおよびその他の関連報道機関との連絡提携

- ④ 日本 J C、地区協議会関連委員会との連絡および協力
- ⑤ その他当委員会に附帯する事項
- (4) 指導力開発委員会
 - ① 新しい指導者理念の確立および会員への普及
 - ② 指導力開発に関する調査、研究、意見の発表、並びに資料の配布
 - ③ 自己啓発に関する各種ゼミナール等の企画と実施
 - ④ 日本 J C、地区協議会関連委員会との連絡、および協力
 - ⑤ その他当委員会に附帯する事項
- (5) 経営開発委員会
 - ① 新しい経済理念の樹立並びに意見発表、及び資料の配布
 - ② 地域的、国家的、経済活動の促進に関する企画、実施並びに経済団体との連絡提携
 - ③ 経営者修練に関する文化講演会、経済懇談会、各種ゼミナール等の企画と実施
 - ④ 日本 J C、地区協議会関連委員会との連絡協力
 - ⑤ その他当委員会に附帯する事項
- (6) 青少年委員会
 - ① 青少年の健全育成の推進を計る
 - ② 青少年問題に関してメンバーの意識の高揚を計る
 - ③ 青少年問題に関係する諸団体との連絡提携
 - ④ 日本 J C、地区協議会関連委員会との連絡及び協力
 - ⑤ その他当委員会に附帯する事項
- (7) 社会開発委員会
 - ① 社会開発に関する諸問題の研究、意見の発表並びに資料の配布
 - ② 地域的、国家的社会問題の開発に関する企画、実施
 - ③ 政治問題の研究討議
 - ④ 日本 J C、地区協議会関連委員会との連絡および協力
 - ⑤ その他当委員会に附帯する事項

附則

- 1 本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成27年12月16日改正）

- 1 本規則の一部改定は、平成27年12月16日から施行する。

附則（令和2年7月16日改正）

- 1 本規則の一部改定は、令和2年7月16日から施行する。